

◎新潟県告示第681号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、長岡市の中之島土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和4年5月31日

新潟県三条地域振興局長

1 退任

理事 長岡市上沼新田 339 番地 西澤 文雄

退任年月日 令和4年5月15日